

令和3年第1回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年1月22日（金）

江東区教育委員会

令和3年第1回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年1月22日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年1月22日（金）午前10時33分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事
- 6 議題
日程第1 議案第1号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を
改正する規則
- 7 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
 - （2）令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者の決定について
 - （3）令和3年度学校用務業務等委託事業者の選定結果について
 - （4）令和2年度学校職場巡視の結果について
 - （5）令和3年度江東区立中学校生徒海外短期留学の中止について
- 8 協議事項
 - （1）江東区立学校感染症予防ガイドラインについて
- 9 審議概要
本多教育長 それでは、ただいまより令和3年第1回江東区教育委員会定例会を開
会いたします。
本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、進藤委員にお願
いいたします。
それでは、審議に入ります。
日程第1 議案第1号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第1号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。令和3年1月22日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 では、私からは本案について御説明いたします。資料1を御覧ください。

本案は、幼稚園教育職員の給与簿の様式において使用する文言の一部を改正するものでございます。具体的には、2点の種別に関する改正となります。

まず1点目、これは国の税制改正に伴うもので、令和2年分の年末調整から基礎控除額の引上げや給与所得控除額の引下げなどに伴って所得金額調整控除というものが新しく創設されました。このため、職員別の給与簿において当該項目を加えるということで、所要の文言整理を行うものでございます。

次に、2点目でございます。近接地内旅行に関する旅費の支給に関しましては、現在は直接職員に現金で支払っておりますが、令和3年4月1日からは職員の給与口座に振り込むこととなりました。このことに伴い、この旅費についても職員別給与簿の中に記載するため、その項目を新たに追加するというものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から施行するものとして定めておりますが、年末調整は令和2年分以降を対象としておりまして、その適用日が年末調整処理を行う令和2年12月1日から遡及するというものでございます。

2ページ目以降につきましては、新旧対照表を添付してございますので、後ほど御確認願います。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。報告事項1、新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

武越事務局次長 私から、新型コロナウイルス感染症の対応について御報告いたします。
資料2を御覧ください。

資料の表は、コロナウイルス感染拡大の影響により、学校園での臨時休業・再開や宿泊行事の中止等について、令和2年度の対応について時系列で示したものとなっております。

2ページを御覧ください。今年に入りまして、学校宛てに新たに2件の通知を行っております。まず1月6日付の第十八報ですが、東京都教育委員会からの通知を受けて学校宛てに発信したもので、緊急事態宣言が発令されたとしても、音楽や家庭科等の学習や部活動、地域への学校開放などについて一部制限はあるものの、給食も含め、学校園を通常どおり運営する旨の通知をいたしました。

次に、その下の1月8日付の第十九報では、1月7日の政府の緊急事態宣言を受け、第十八報では、都の通知に倣い、学校運営一部制限を1月31日までとしておりましたが、国の緊急事態宣言が解除される日までと変更し、改めて通知したところであります。

次に、1月21日現在の学校園・きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況ですが、記載のとおり、これまで小学校17校、中学校13校、きっずクラブ3室、感染者数は、児童生徒22人、教職員等24人となっており、患者との濃厚接触の状況により、発生した各校にはそれぞれ一定期間の休校や学級閉鎖、出席停止、教職員については出勤停止の対応をお願いしたところであります。

なお、ここで挙げている数字には学校運営に影響のないもの、つまりは感染者本人の出席停止のみの措置としたものについては含まれておりませんので、御承知ください。また、発生の校数数は延べではありませんので、1校で複数の事例がある学校もあります。

次に、3ページを御覧ください。1月7日に開催された江東区新型コロナウイルス対策本部についてですが、1では、国・都の状況を整理した内容を記載しております。2では、本区の状況として、1月に入り、江東区内の累計感染者数は2,100人を超えたこと、成人式は式典を中止したこと、区役所業務は通常どおり運営していることを記載しております。

4ページをお開きください。緊急事態宣言発令の際の区の全体方針としては、国や都の方針に準じた対策を講じ、感染拡大を抑制することとしております。

そこで、区としての主な対応ですが、4に記載のとおり、(1)のイベントや会議については、延期、オンライン、規模縮小での実施とすること。

(2)の区民施設の貸出しについては、20時以降の施設利用は新規受付を行わない。また、既に予約がある場合は自粛をお願いすること。(3)の学校・保育園は基本的に現行の運営を行うこと。(4)から(7)の各種公共施設については、20時以降の利用を中止または自粛を要請する旨、記載しております。(8)の区役所の勤務体制については、区民の窓

口業務を有する基礎自治体の特性から、感染防止対策を強化しながら現行の勤務体制を維持すること、または時差出勤を活用することとしています。（９）の区民への呼びかけについては、２０時以降の不要不急の外出自粛について、防災行政無線やホームページ等でお知らせしていくこととしております。

区の方針は以上ですが、区教育委員会といたしましても、今後とも国・都の動向や区のコロナ対策本部の方針、東京都教育委員会の通知や他の自治体の対応などを十分踏まえ、引き続きコロナウイルス対策を講じながら、学校園の運営を行ってまいります。

私からの報告は以上であります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

報告事項２、令和２年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者の決定についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長 では、資料３を御覧ください。

文部科学省では、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として、文部科学大臣による優秀教職員表彰を実施してございます。

江東区では、平成２９年度から令和元年度までの東京都教育委員会職員表彰受賞者の中から東京都が候補者として選出した児玉聡主幹教諭を推薦し、受賞が決定いたしました。

受賞者の功績につきまして御説明いたします。児玉教諭は、こうとう学びスタンダードプロジェクトチームの一員として、体力向上に向けた取組を推進したほか、本区の授業力向上アドバイザーを務め、他の教員の模範となっております。さらに、オリンピック・パラリンピック教育専門委員会の委員として、自校での取組を推進するとともに、本区のオリンピック・パラリンピック教育を推進いたしました。

なお、表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる開催となり、１月１２日、表彰式の様子がライブ配信されました。説明は以上になります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

児玉先生は、本区の駅伝などにもかなり力を入れてくださりまして、亀戸中の体力向上のみならず、全区的なところでも御活躍いただいた点を付け加えさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、令和3年度学校用務業務等委託事業者の選定結果についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長 それでは、資料4を御覧ください。令和3年度の学校用務業務等委託事業者の選定結果について御説明いたします。

本区では、平成23年度より学校用務業務の民間委託を開始して、令和2年度は52校園を委託してございます。このうち19校園について契約更新の時期となったこと、そして改めて委託事業者の選定を行うとともに、また令和3年度から新たに5校園での業務委託を導入いたします。このことに伴いまして、24校園の用務業務に関する委託事業者を選定するものでございます。

では、まず資料の1番、選定の目的でございます。本件は、学校の用務業務を委託するに当たり、高い技術や豊富な経験、確実な実行力を備え、地域や教職員、保護者、子どもたちと高い信頼関係を築くことができる業者を選定するものでございます。

次に、選定方法でございますが、選定に当たりましては、江東区学校用務業務等委託事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式による審査を行いました。

(1)の委員にありますように、選定委員会は、教育委員会事務局次長を委員長とし、教育委員会事務局の管理職に加え、小学校長会、中学校長会及び幼稚園長会の代表者により構成いたしました。

次に、(2)審査方法でございますが、一次審査は、企画提案書等による書類審査を行い、一次審査を通過した事業者に対して、二次審査としてプレゼンテーションとヒアリングを実施いたしました。

次に、3番の選定経過です。選定委員会は、昨年10月の第1回から12月まで4回の選定委員会にて、1月4日、受託候補者とした事業者にその旨通知いたしました。

2ページ目を御覧ください。4番の選定結果でございます。今回のプロポーザルには9事業者の応募がございました。このうち一次審査を通過したのが6社で、表ではA社からF社でございます。この6社について、二次審査としてプレゼンテーションを実施いたしました。審査の結果、記載の5社を選定し、そのほかにF社を補欠事業者といたしました。

最後に、5番の委託予定校(園)についてでございます。選定後に行った契約交渉の結果、選定事業者ごとの委託校は資料に記載のとおりとなります。このうち学校名に下線のあるものは、令和3年度より新たに委託する学校園でございます。

雑駁な説明ではございますが、私からの説明は以上になります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

では、いいですか。

1位のA社ですけれども、5位のE社と比べて800点の差があるということで、今回新たに選定されるという業者かなと思うんですけども、800点差があるということで、A社の優れたところ、どんなところがよかったか、評価ポイント等を教えていただければと思います。

池 田 庶 務 課 長 今回の提案で特に顕著に点数として高く評価したところにつきましては、新型コロナウイルスに関係するいわゆる危機管理体制といったことについて、事業者と現場との連絡関係、さらに学校と事業者との連絡関係というものについて、しっかりとした提案・説明があったこと、こういったことが今特に求められている時代でございますので、この辺を高く評価したというところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項4、令和2年度学校職場巡視の結果についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長 それでは、資料5を御覧ください。

本区では、区立学校及び幼稚園の教職員の労働安全衛生管理をより一層充実させるため、平成21年度に江東区立学校衛生委員会を設置し、労使が一体となり、労働安全の確保や健康障害の防止などの対策を進めております。この委員会活動の一環として、例年、学校園を対象に校務災害や健康障害のリスクを事前に把握し、その対策を講じるための活動である職場巡視を、小学校3校、中学校1校、幼稚園2園の計6か所を対象に行いました。

2ページ目を御覧ください。こちらは各校ごとの実施結果になります。改善前と改善後をまとめておりまして、左側が委員からの指摘事項、右側がその対応となっており、14ページまでそれぞれ掲載してございます。全体として多く掲げられた指摘事項は、棚やロッカーの転倒防止対策、物品の落下防止対策、ガラス製容器や危険な工具の扉つき戸棚・引き出しへの収納、不用品の廃棄処分がいずれも不十分だというようなものでございました。これらは、特に地震等の発生時に避難経路の確保という面からも重大な課題として掲げられておりますので、早急な対応を求めるところでございます。

そこで、15ページを御覧ください。こちらは、職場巡視結果を受けての対応になります。この内容は、委員会からの提言として、12項目の安

全対策を求めたものです。内容は、休憩スペースの確保や地震対策、薬品や工作機械の適正管理、過重労働対策などを掲げており、これらの内容は改めて2月の校園長会において周知する予定でございます。

16ページを御覧ください。別紙になります。このリストは、これまでの巡視結果、課題となりやすい項目を掲げることで、各学校の自主的な改善を促進させて、日々の安全対策に活用してもらうため作成したもので、このリストについても併せて校園長会で周知してまいります。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 こういうところの安全衛生管理のチェックをされて、いろいろな項目が出ているので、これはそれを修正しなさいということでやっていらっしゃると思うんですが、逆に学校側から多かった要望みたいな、例えば教室が狭くて、密になっていてどうしようもないとか、いろいろな安全衛生上の問題もあると思うので、それで何か目立ったような意見というのはあったのでしょうか。

池 田 庶 務 課 長 この視察を通じての学校からの要望というのは、物品・備品等の収納場所に課題があるという意見です。物理的に難しいということ承知の上で、棚等に関する統一的な収納に対する考え方、さらに収納に当たって、効率よくするためにどのような配置にするのがいいのかとか、そのようなアドバイスが欲しいというのが幾つかございました。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 元加賀小学校に教職員用のトイレがないということなんですけれども、これは私は非常に不思議だなと思っています。

あと、トイレのウォシュレット機能というのは、ある学校とない学校があるのですけれども、これからどこの学校の職員用トイレにもそれをつけるような予定があるのでしょうか。

半田学校施設課長 職員用のトイレ等についての御質問ですけれども、現在、改築等で学校を整備するときには、教職員と来賓用を兼ねたトイレを必ず設けるようにはしております。

また、ウォシュレット等の洗浄器つき便座でございますけれども、その職員あるいは来賓用のトイレについては、改修あるいは新たに整備するときにはつけるように進めているところです。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

これは職場を巡視しながらということ、この労働安全衛生管理は非常に重要だとは思われます。こういった形で毎年点検していますけれども、今、眞貝委員からもありましたトイレのこととかもあります。今回コロナがあつて、非常に新たな視点で学校の施設を見直すということもあったと思うんです。例えば、蛇口をひねって触って水が出るというものを学校で努力していただいたり、PTAの協力で肘で動かすように変えていただいたりということがあるのですけれども、そのような学校施設上の、手をかざすと出てくるものにするとかという、今後の工事の部分ではあると思うんですけれども、そういった視点での今後の建築の部分、学校施設上のやり方としては今どのように考えているか、どのようにやっていくか等はどうか。

半田学校施設課長 自動水洗につきましては、便所改修があるときには、便所の手洗いについて、あるいは小便器について自動水洗化を進めております。平成28年から始めたことですが、それ以降はずっと自動化しております。それから廊下流しですが、廊下流しについては、直結給水にしているということもあつて、あそこは水を飲むという機能を重視しているところでもございます。ですので、水が飲みにくくなるようなものというのは、なかなかつけられない。それから、レバーハンドルにつきましては、検討はしたのですが、非常に壊れやすい、無理な力がかかって破損してしまうという可能性が高いので、現在はつけることは検討しておりません。

本 多 教 育 長 今回のコロナという視点もあるので、総合的に、今後発展的に考えていくことが大事かなと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5、令和3年度江東区立中学校生徒海外短期留学の中止についての説明を願います。

伊 藤 指 導 室 長 それでは、令和3年度江東区立中学校生徒海外短期留学の中止について御報告いたします。資料6を御覧ください。

本事業は、江東区立中学校第3学年・義務教育学校第9学年に在籍する生徒をカナダに短期間派遣し、語学研修、ホームステイ等を体験することにより、国際化に対応した人材の育成を図るものです。

1、目的です。外国でのホームステイ等を通して、その国の家庭生活や自然、文化、習慣などに触れ、国際的視野を広げるとともに、帰国後、学校や地域社会にその経験を生かし広げる活動を行い、自信を持って国際社会に貢献できる人間を育成するです。

2、留学日程等です。

(1) 留学期間は、令和3年8月7日から8月16日までの10日間です。

(2) 留学先は、バンクーバー、スクオミッシュ、サレー市です。

(3) 留學生徒数は、42名です。

3、中止の理由です。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大のため、1点目、生徒の健康・安全を確保した状況での実施が困難であること。現在、渡航先としているカナダは、外務省から渡航中止が勧告されています。また、カナダ政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国後の行動制限措置(14日間)を取っています。

2点目、本来の短期留学の目的を十分に達成することが困難であること。姉妹都市であり、表敬訪問を予定しているサレー市より、新型コロナウイルス感染症が終息しない限り訪問を受け入れられないとの連絡を受けております。

4、保護者への周知です。保護者には、今後、通知をもって周知する予定です。

以上でございます。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑を願います。

進 藤 委 員 留學生の生徒数の42名というのは、もう選任はされているんですか。

伊 藤 指 導 室 長 2月の保護者説明会から次年度の募集が始まります。ですので、まだ42名は決まっていない段階で中止を決定したということになります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

これで2年間中止という形になりますので、実際にその次の年にできるのかということも含めて、またやる場合については、安全対策もそうですけれども、しっかり確認した上で行っていかなければいけないかなと思っていますので、そのところはカナダのほうと連絡を取りながら、今後対応していきたいなと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項１、江東区立学校感染症予防ガイドラインについては、関係諸機関への周知等の関係で、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第１２条第１項の規定により、協議事項１は秘密会といたします。

それでは、協議事項１、江東区立学校感染症予防ガイドラインについてを議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

伊 藤 指 導 室 長 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて説明いたします。資料７を御覧ください。

今回の改訂は、第十八報・第十九報に即して行ったものです。主な改訂の内容を説明いたします。

まず、学校運営編においてですが、資料７－２、８ページを御覧いただけますでしょうか。（５）感染症対策に留意した各教科等の指導について、各教科等共通として、「緊急事態宣言の解除される日まで、感染症対策を講じてもおもひやり感染の可能性が高い学習活動は行わない。グループや少人数等による話し合い活動は行わない。また、オンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する」と追記いたしました。

９ページ、体育・保健体育では、「緊急事態宣言の解除される日まで、柔道での攻防、器械運動での補助、球技（ボール運動系）におけるゲームなど、飛沫感染の可能性が高く、身体接触を伴う活動は行わない」。音楽では、「緊急事態宣言の解除される日まで、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は行わない」。理科・家庭では、「緊急事態宣言の解除される日まで、理科の観察は、児童・生徒が対面で着席をしたり、顔を寄せ合ったりする活動は行わない。緊急事態宣言の解除される日まで、家庭において、調理実習は行わない」と追記しました。

１０ページ、（６）学校行事等についてです。移動教室や修学旅行などの旅行・集団的宿泊行事等については、「実施時期は、緊急事態宣言の解除後とする」と追記いたしました。

１７ページ、（１３）部活動について、「緊急事態宣言の解除される日まで、全ての部活動は中止とする。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止とする」旨、追記いたしました。

１８ページ、（１５）保護者会、個人面談、学校評議委員会、学校（園）公開、新入園児・児童・生徒説明会について、「オ 新入園児・児童・生徒説明会は、感染症予防対策を徹底した上で、検温を実施し、体育館や複数の教室に分かれて資料を配布するなど、実施方法を工夫する。既に保護

者の電話番号等を把握している場合は、資料送付の上、オンラインを活用するなど工夫して実施する。質問事項等について、対応できる体制を確実に整える」と追記いたしました。

報告は以上であります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

眞 貝 委 員 6年生と中学3年生の思い出プロジェクトはもう全校実施されているのでしょうか。まだ実施していないというところで、これから宿泊を伴うことはできないと思いますので、そういう点はどうか。

伊 藤 指 導 室 長 思い出プロジェクトの実施状況についてですが、小学校については、ほとんどの学校が終了しているという状況です。まだ一部、これからというところがありますので、その学校については、延期ということになっています。また、中学校については、これから実施するというところが多くありますので、受験終了後もう一度、案も含めて検討していくということをお聞きしております。当然、宿泊等につきましては、この緊急事態宣言の中では、今回のガイドライン、また十八報・十九報に即した形で、解除されるまでは、できないことになります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

今回、かなり改訂が、緊急事態宣言の解除される日までという形で変わってきたところですが、この辺のことへの影響、学習の履修だったりと、特に中3・小6の履修、この辺のことについてはいかがですか。

伊 藤 指 導 室 長 今、各学校の校長とヒアリングを行っている最中でありまして、その中で教育課程の進捗状況を確認しています。今お聞きしているところでありますと、小中学校とも、必要な授業は予定どおり進められており、遅れはないという報告を受けております。また、3月までに仮に休校ということが数日あったとしても、それにも対応できるところまで学習はきちんと進んでいるという報告を受けております。

また、小学校6年生・中学校3年生は、各校種の最終学年になりますけれども、既に、履修完了の見通しが立っているという報告を受けておりますので、各学校が適切に対応できているものと教育委員会では認識しております。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本案について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになっていますけれども、関係諸機関への周知後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和３年第１回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。